

群馬県地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 群馬県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）及び第27条の2第1項の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画（以下「実施計画」という。）の策定並びに地域公共交通の活性化に資する事業の実施を目的として設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、前橋市大手町1丁目1番1号群馬県県土整備部交通政策課内に置く。

(実施事項)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 交通計画及び実施計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 全県的又は広域圏間で調整が必要な事項
- (3) その他協議会が必要と認める事項

(組織及び委員の任期)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 特別な事項を協議・調整させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、前項に関する事項の協議・調整が必要な場合に会長の要請に応じて協議会の会議（以下「会議」という。）に出席する。
- 3 臨時委員は、第1項に関する事項の協議・調整が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長、副会長を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名以内
- 2 会長は、委員の互選により選出する。
 - 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
 - 4 副会長は、第4条に規定する委員の中から会長が指名する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させるか、委任状を提出して他の委員に表決を委任することができる。この場合において、当該代理出席者は委員とみなし、委任状を提出した者は総会に出席したものとみなす。
- 4 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。
- 7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(地域部会)

第8条 協議会は、特定地域に関わる事項について協議及び調整を行うため、地域部会を置くことができる。

- 2 地域部会は、別表2に掲げる委員をもって組織する。
- 3 地域部会長は、会長が指名する者をもって充て、地域部会を代表し、その会務を総理する。
- 4 地域部会長に事故があるとき又は欠けたときは、当該地域部会に属する委員又は臨時委員のうちから地域部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 第4条から第7条まで並びに第10条及び第11条の規定は、地域部会にこれを準用する。

この場合において、「委員」とあるのは「地域部会の委員」と、「協議会」とあるのは「地域部会」と、「会長」とあるのは「地域部会長」と読み替えるものとする。

- 6 協議会が認めた事項については、地域部会の決議をもって、協議会の決議とすることができる。

(分科会)

第9条 協議会は、特定事項に関わる内容について協議及び調整を行うため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、分科会の委員や運営に関して、必要な事項を分科会設置要綱として別に定め組織する。
- 3 分科会長は、会長が指名する者をもって充て、分科会を代表し、その会務を総理する。
- 4 分科会長に事故があるとき又は欠けたときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 協議会が認めた事項については、分科会の決議をもって、協議会の決議とすることができる。

(書面による決議)

第10条 協議会は、会長が認め、次に掲げる事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

- (1) 至急の決議が必要で、協議会を開催するいとまがない事項

- (2) 事前に協議会において書面による決議の了承を受けている事項
- (3) やむを得ない事情により協議会を開催することが困難な場合の事項
- (4) 第3条第1項第1号及び第2号を除く協議会運営にかかる事項

2 会長は、書面による決議を行った場合は、次回の協議会又は書面において、その内容を報告しなければならない。

(協議結果の取扱い)

第11条 協議会において協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、群馬県県土整備部交通政策課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第13条 協議会の運営に要する経費は、国の補助金及びその他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第15条 協議会に監査委員を1名置く。

2 協議会の出納監査は、第4条に規定する委員の中から会長が指名する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(規約の変更)

第17条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

- 1 この規約は、令和3年2月18日から施行する。
- 2 この規約は、令和3年7月12日から施行する。
- 3 この規約は、令和3年9月16日から施行する。
- 4 この規約は、令和4年3月24日から施行する。

- 5 この規約は、令和4年6月16日から施行する。
- 6 この規約は、令和5年1月31日から施行する。